

I. 事業の概要、目的および公共性について

■事業計画 1

定款第 5 条第 1 号 ギター音楽の可能性を求めた研究と演奏会を展開し、ギター音楽の普及を図る（当該事業の事業比率 20%）

(1) コンサート

1. ギター名曲コンサート（9 月 13 日白寿ホール）

2. 連盟ユベントスメンバーによるコンサート

1. コンサートは、正会員が集うコンサートを組み、一般公衆にギター音楽を提供し、音楽文化を寄与する。

2. 連盟ユベントスメンバー（45 歳以下の正会員）によるコンサートは、会員により仮題「ギターコンサート」を実施。新しい試みをもって、ギター音楽の可能性を求めている。

これら事業は、ギター音楽コンサートを通してギター音楽の確かな内容を流布し研究発表、啓発事業となっている。また、これらは、演奏または情報提供を通して一般公衆への寄与をもって行う事業。

■事業計画 2

定款第 5 条第 2 号 ギタリスト育成において行うコンクール及び講習会の推進（当該事業の事業比率 60%）

(1) 我が国の次代の芸術界を担う創造性豊かな新進芸術家を育成することを目的として実施する事業。

1. 若きギタリストたちによるギターコンサート（12 月 5 日／HKUJU HALL、300 席）

2. 第 68 回東京国際ギターコンクール（8 月 18 日第 1 次予選、12 月 6 日第 2 次予選、12 月 7 日日本選／HAKUJU HALL、300 席）

3. コンクール開催記念前年度優勝者アウシアス・パレホによるコンサート（12 月 6 日／HAKUJU HALL、300 席）

4. 第 19 回ギター大好きみんな集まれギターコンペティション

5. 講習会

1) 音楽一般に関する専門的知識の講習会

2) グレード認定に合わせた連盟に開催申請をし、任意に開催出来る正会員による講習会

3) グレード認定

これら事業は、我が国に於けるギタリストの育成、および、情操、生涯学習に結びつけて一般公衆へギターを普及し、また修得の指針となるようにし、ギター音楽興隆への寄与をもって行う事業。

6. 支部の活動

1) 北海道地方支部

定款第 5 章第 1 号

・コンサート「ギターの祭典 2025」

・アンサンブル「ギターフェスティバル 2025」

定款第 5 章第 2 号事業

・第 19 回ギター大好きみんな集まれギターコンペティション地区大会

2) 九州地方支部

定款第 5 章第 1 号事業

・予定

定款第 5 章第 2 号事業

・第 19 回ギター大好きみんな集まれギターコンペティション地区大会

3) 関西本部（支部扱いであるが、日本の 2 大都市、東京と大阪に事務局が置けると言うことで関西本部とした）

定款第 5 章第 1 号事業

・日本ギター アンサンブル フェスティバル

定款第 5 章第 2 号事業

・日本ギターコンクール

・第 19 回ギター大好きみんな集まれギターコンペティション地区大会

支部活動は、国内のギター音楽興隆を目的に、地域密着型で実施して行く事業。それぞれ担当理事が責任を持って実施して行く。

内容においては、公 1、公 2 を含む。